

調達管理番号・案件名

26a00446_ウクライナ国復興に向けた投資促進情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月7日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第3条 調査実施の留意事項(2)ローカルリソースの活用 ／第4条 調査の内容	本調査の実施にあたり、JICA側の関与の程度についてご教示ください。受注者が主に独立して調査・分析を進め、定期的に報告・協議を行う形を想定されているのか、あるいは、特に仮説検証やステークホルダー協議・ヒアリングにおいて、JICAチームとの共同作業・共創型の進め方を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。また、ウクライナ政府機関、金融機関、ドナー、日本側関係機関・企業等への面談設定にあたり、JICAからご紹介・調整支援をいただける想定なのか、受注者が独自に候補者を特定しアプローチする想定なのかについてもご教示ください。	特記仕様書に基づき、受注者において主体的に調査・分析を進めていただくことを想定しています。その際、業務の各段階で発注者への報告・協議を行いながら進めていただきます。特に、ウクライナ側との協議や方向性検討等に当たっては、発注者との密な連絡(事前相談・方針確認・報告等)をお願いします。 ウクライナ政府機関、金融機関、ドナー、日本側関係機関・企業等への面談設定にあたり、JICAからの伝手があるところや、JICAとして有力な協力候補相手と考えている機関については、相手先窓口をご紹介します。他方で、JICAに伝手がなく、また、受注者からご提案いただく候補者については、受注者からアプローチ頂く想定です。
2	12	第4条(2)復興需要評価(マクロ・セクター別)及びウクライナにおける民間企業連携候補事業の初期検討	本調査において、JICAが現時点で特に優先度が高いと考えているセクターはございますでしょうか。企画競争説明書では、エネルギー、住宅、輸送・物流、産業基盤、デジタル・公共サービス等の分野が例示されていますが、受注者としては全セクターを広く概観することが期待されているのか、あるいは、JICAが重視する特定の優先セクターについてより深く分析することが期待されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	現時点で、優先度の高い特定のセクターはありません。調査過程で、復興需要が大きく、日本企業とウクライナ企業の協業が見込まれるセクターに絞り込む想定です。
3	14	第4条(3)7)代替策の提案	受注者には、企画競争説明書に記載された資金フロー仮説の検証・精緻化を主に行うことが期待されているのか、あるいは、調査初期段階から代替的な資金協力・投資促進モデルも含めて幅広く検討することが期待されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	受注者には、企画競争説明書に記載した資金フロー仮説の検証・精緻化を行って頂きます。その結果、仮に当該資金フローを改善するための代替的な資金協力・投資促進モデルがあれば提案頂きたいと考えています。
4	16	第4条(7)協業候補案件の精緻化と発掘	最終成果物において、日本企業およびウクライナ企業の具体的な社名や個別の協業候補案件を提示することが期待されているか、ご教示いただけますでしょうか。具体的な企業名または案件名を提示する場合、どの程度の確認・検証が必要と想定されていますでしょうか。例えば、デスクトップ調査に基づく候補整理で足りるのか、企業への初期ヒアリング、関心表明の確認、あるいは将来的な参画意向の確認まで求められるのか、ご教示いただけますでしょうか。	調査においては、企業へのヒアリングなどを行い、個別具体的な日本企業及びウクライナ企業を念頭に調査を進め、関係する個別企業や協業候補案件の概要を最終成果物に記載頂く予定です。しかしながら、個別の会社名を公表することは予定していません。

5	19	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、1. プロポーザルに記載されるべき事項(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力	「2)業務実施上のバックアップ体制等」が「1)類似業務の経験」の最後につながって記載がされているようです。2)については特に記載事項はないという理解でよろしいでしょうか。	2)の直前の改行が抜けていましたので訂正します。ご質問についてはご理解の通りです。
6	20	第3章 2. 業務実施上の条件(2)業務量目途	企画競争説明書に記載されている業務量の目途である約18.66人月について、これは厳格な前提として捉えるべきものか、あるいは、受注者が効率的な実施体制および方法論を提案できる場合には、異なる要員構成・投入量を提案することも可能か、ご教示いただけますでしょうか。	企画競争説明書に記載した【上限額】の範囲内であれば、人月は企画競争説明書に記載の人月を上回るまたは下回る提案のいずれも認められます。
7	21	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)安全管理	企画競争説明書上、「② プロポーザルの作成にあたっては、現地で想定される危険に対し、受注者が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。」とございます。他のウクライナ案件に倣い、ポーランド国内の空港～ウクライナ国内業務地～ポーランド国内の空港(車両、鉄道)の費用ならびにウクライナ国内で移動する際の安全対策経費(防弾車、警護員、等)は本業務の契約金額の外側でJICAにご負担いただける費用となりますでしょうか？	ご理解の通りです。

以上